

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳述書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 4月17日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 佐伯明彦

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 6年 5月 2日 午前 9時00分から 令和 6年 5月 9日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 6年 5月15日 午前 9時30分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 6年 5月23日 午前11時00分 場 所 東京地方裁判所民事第21部
特別売却 実施期間	令和 6年 5月16日 午前 9時20分から 令和 6年 5月20日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 4月17日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和5年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1	9,800,000 7,840,000		1,960,000	13,438	2,879
備考	上記記載の税額については、物件全体（持分ではない）に課される額である。				



物 件 目 録

- 1 所 在 新宿区市谷柳町20番地22
- 家屋 番号 20番22の4
- 種 類 居宅
- 構 造 木造スレート葺3階建
- 床 面 積 1階 24.82平方メートル
2階 24.82平方メートル
3階 21.01平方メートル
- 共有者 A 持分4分の3



物 件 明 細 書

令和 6年 3月 6日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 板 垣 正 之

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件共有者Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件建物のために、その敷地（地番20番22，地積37.78平方メートル，所有者：株式会社京都建物）につき法定地上権が存する。同地上権につき、現行の地代を月額20,600円と定めた確定判決（京都地方裁判所令和3年（ワ）第2659号）が存在する。

本件建物は共有持分についての売却であり，買受人は，当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して，執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり，関

係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

- 1 所 在 新宿区市谷柳町20番地22
- 家屋 番号 20番22の4
- 種 類 居宅
- 構 造 木造スレート葺3階建
- 床 面 積
- | | |
|----|-------------|
| 1階 | 24.82平方メートル |
| 2階 | 24.82平方メートル |
| 3階 | 21.01平方メートル |
- 共有者 A 持分4分の3



令和5年(又)第357号
令和6年1月15日受理
令和6年2月20日提出
(評価人 曾我 一郎)

現況調査報告書

東京地方裁判所
執行官 三上 照彦

物 件 目 録

- 1 所 在 新宿区市谷柳町20番地22
- 家屋 番号 20番22の4
- 種 類 居宅
- 構 造 木造スレート葺3階建
- 床 面 積
- | | |
|----|-------------|
| 1階 | 24.82平方メートル |
| 2階 | 24.82平方メートル |
| 3階 | 21.01平方メートル |
- 共有者 A 持分4分の3



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	東京都新宿区市谷柳町20番地 (住居表示未実施)
建 物	物件1
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる (<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-left: 10px;">{ 種類: <li style="margin-left: 10px;">{ 構造: <li style="margin-left: 10px;">{ 床面積:
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物共有者 (A) <input type="checkbox"/> 上記の者が本建物を住居として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり <input type="checkbox"/>
その他の事項	
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-left: 10px;">{ 地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 <li style="margin-left: 10px;">{ 保管開始日 平成 年 月 日
敷 地 (目的外土地)	「目的外土地の概況」のとおり
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

目的外土地の概況 (物件1関係)	
所 在	新宿区市谷柳町
地 番	20番22
地 目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 雑種地 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/>
地 積	37.78平方メートル (<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 約 平方メートル)
所 有 者	<input type="checkbox"/> 建物所有者 <input checked="" type="checkbox"/> その他の者 (株京都建物)
その他の事項	
■関係人 (■A (債務者)) の陳述 / ■提出文書 (回答書, 地代確定請求事件判決) の要旨	
占有権原	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 使用借権 <input checked="" type="checkbox"/> 法定地上権
占有開始時期	令和3年8月10日 (目的外土地の不動産競売による売却日)
最初の契約日	令和 年 月 日
契約日 期間	令和 年 月 日から <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/>
現在の契約等 期間	令和 年 月 日から <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等 当事者	貸 主 <input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
	借 主 <input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
地代・支払時期等	月額 金20,600円 (毎 限り 分支払)
地代前払	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (金 円 分まで)
敷金・保証金	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (□敷金 円 □保証金 円)
特約等	
地代滞納	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (年 月 日現在 金 円)
契約解除	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある
訴訟提起等	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> 京都地方裁判所令和3年(ワ)第2659号(地代確定請求事件) <input type="checkbox"/> 係属中 <input checked="" type="checkbox"/> 終局 (令和4年10月11日判決言渡)
その他	目的外土地所有者の担当者によれば、地代は本建物共有者である(株ヒラタエステートが全額支払っていて、令和6年2月19日現在滞納はないとのことである。
執行官の意見	<input checked="" type="checkbox"/> 上記のとおり <input type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (債務者)	<p>1 私は本建物の共有者で、本建物に居住しています。もう一人の共有者であった私の弟Bは本建物に居住していません。</p> <p>2 身体の具合が悪く寝ていたので、呼び掛け等に気付かませんでした。</p> <p>3 郵便受けの表記は、亡くなった私の父の名前と私が仕事上使用している名前(C)です。</p> <p>4 本建物を第三者に貸したり、使わせたりしていません。</p> <p>5 本建物の敷地は売却になったようですが、土地の所有者から連絡もありませんし、地代の請求もありません。地代を払う気はありますが、土地の所有者の連絡先がわからないので、私から連絡することもできません。</p> <p>(令和6年1月24日聴取)</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

執行官の意見

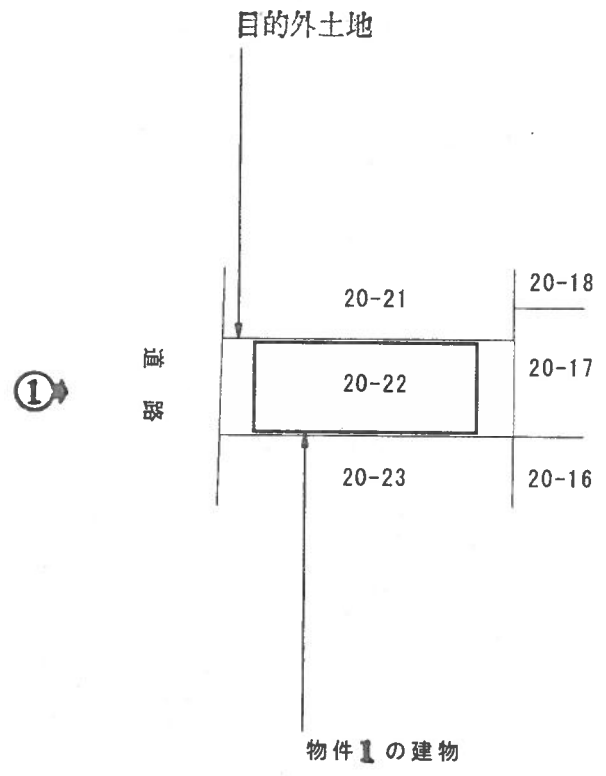
- 1 本対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本目的外敷地は、南側で幅員約3.4メートルの道路及び北側で幅員約1.6メートルの道路（評価人の調査によれば、建築基準法上の道路ではないとのことである。）にそれぞれ接している。
- 3 本建物の占有状況については、
 - ① 郵便受け・表札の表示
 - ② 郵便受け内に存在した債務者宛てのガス料金等に関する書面（6年1月分）
 - ③ 建物内に存在した債務者宛てのガス料金等に関する書面（5年12月分）
 - ④ 債務者の住民票の写し（昭和34年12月26日転入）
 - ⑤ 前記関係人の陳述

以上のこと及び現場の状況などから、債務者が住居として使用していると認定した。

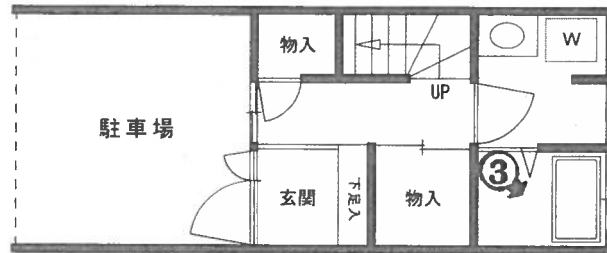
以 上

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和6年1月16日 11:25-11:35	物件所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 物件確認 <input checked="" type="checkbox"/> 物件調査 <input checked="" type="checkbox"/> 占有調査 <input checked="" type="checkbox"/> 写真撮影 <input type="checkbox"/> 所有者から聴取 <input checked="" type="checkbox"/> 占有者に対する臨場日時通知書投函
令和6年1月24日 12:20-13:00	物件所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 物件確認 <input checked="" type="checkbox"/> 物件調査(立入調査) <input checked="" type="checkbox"/> 占有調査 <input checked="" type="checkbox"/> 写真撮影 <input checked="" type="checkbox"/> 図面作成 <input checked="" type="checkbox"/> 評価人同行 <input checked="" type="checkbox"/> 債務者から聴取 <input type="checkbox"/> 目的外敷地占有者に対し、占有権原等に関する照会書交付
令和6年1月24日	法務局	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外敷地所有者の法人登記事項証明書の交付申請 <input checked="" type="checkbox"/> 道路部分の登記事項証明書の交付申請
令和6年1月25日	当庁(郵便)	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外敷地所有者に対し、占有権原等に関する照会書送付
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件が不在で施錠されている場合に備えて、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 <input checked="" type="checkbox"/> 令和6年1月24日 目的物件は呼び掛けに応答がなく施錠されていたので、立会人 D を立ち会わせ、技術者に解錠させて室内に立ち入ったところ、在宅していた債務者と出会った。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 <input type="checkbox"/>		
(写真3葉添付)		

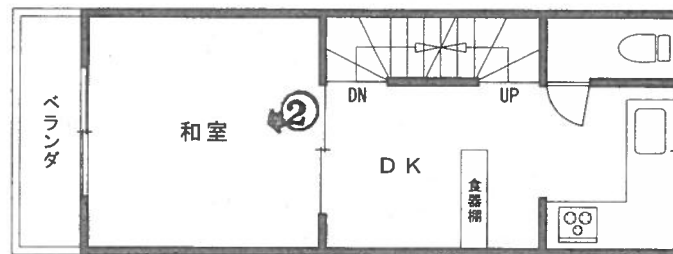
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(6 枚目)



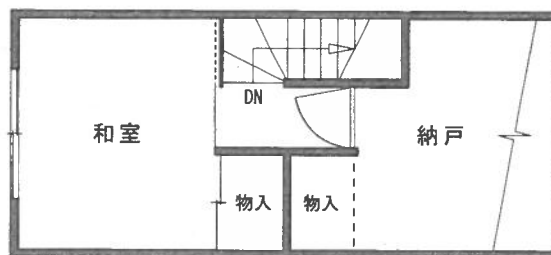
←○ : 写真撮影位置と方向



1 階



2 階



3 階

←○ : 写真撮影位置と方向

1



2



3



令和5年(又)第357号
令和6年1月24日 現地調査
令和6年2月21日 評価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 曾 我 一 郎

第1 評価額

物件番号	持分評価額
1	金 9,800,000円

物件1は、法定地上権付建物としての共有持分価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	次頁物件目録記載のとおり		住居表示：新宿区市谷柳町20番地 (住居表示未実施)
番号	特記事項		
	特になし		

* 現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

- 1 所 在 新宿区市谷柳町20番地22
- 家屋 番号 20番22の4
- 種 類 居宅
- 構 造 木造スレート葺3階建
- 床 面 積
- | | |
|----|-------------|
| 1階 | 24.82平方メートル |
| 2階 | 24.82平方メートル |
| 3階 | 21.01平方メートル |
- 共有者 A 持分4分の3

第4 目的物件の位置・環境等

1 建物の敷地（目的外土地）の概況及び利用状況等

位置・交通	都営地下鉄大江戸線「牛込柳町」駅東口より南西方道路距離約290m（徒歩約4分），バス停留所「牛込柳町駅前」より南西方道路距離約100m（徒歩約2分），新宿区市谷柳町20番地街区に位置する（附属資料「位置図」参照）。	
付近の状況	規模の小さい一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第一種住居地域 60% 300% 準防火地域 20m第二種高度地区，日影規制区域，新宿区景観まちづくり計画区域（一般地区），地区計画区域（市谷柳町地区），まちづくりのルール（市谷柳町地区ガイドライン），都市再開発の方針誘導地区（市谷柳町），新宿区景観形成ガイドライン（3棟地域）
画地条件	地積 形状 間口・奥行 地勢 その他	37.78㎡（登記面積） 長方形 間口約3.6m，奥行約10.5m 前面道路とほぼ等高，地勢はほぼ平坦 特になし
接面道路の状況等	南側幅員約3.4m区道（建築基準法第42条2項該当，セットバックを要する）に接する中間画地である。また，北側幅員約1.6mのアスファルト舗装された建築基準法の道路ではない通路にも面している。	
土地の利用状況等	物件1の建物敷地等として利用されている。建物の配置は，附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。	
供給処理施設	上水道 都市ガス 下水道	あり あり あり ※敷地内までの引き込みを基準に，引き込みがある場合を「あり」，無い場合を「なし」とした。

特記事項	<p>① 前面道路幅員による基準容積率は160%であるが、目的物件は登記記載事項の数値を基にすると約187%となり容積率を超過している。台帳記載事項証明の数値では約155%であり、容積率の超過はない。ただし、検査済証の発行はない。</p> <p>② 周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に近接（50m以内）している。</p> <p>③ 目的外土地の北側一部が、通路の用に供されている可能性があるが、詳細については、不明である。</p>
法定地上権の概要	<p>法定地上権の概要は以下のとおりである。</p> <p>所 在：新宿区市谷柳町</p> <p>地 番：20番22</p> <p>地 目：宅地</p> <p>地 積：37.78㎡</p> <p>貸 主：土地所有者</p> <p>借 主：建物共有者ら</p> <p>占有権原：法定地上権</p> <p>占有開始時期：令和3年8月10日 （目的外土地の不動産競売による売却日）</p> <p>地 代：月額20,600円／月</p> <p>地代前払：ない</p> <p>地代滞納：ない</p> <p>契約解除：ない</p> <p>登 記：地上権は登記されていない</p> <p>訴訟提起等：京都地方裁判所令和3年(ワ)第2659号(地代確定請求事件，令和4年10月11日判決言渡終局)</p> <p>特記事項：目的外土地所有者の担当者によれば、地代は本建物共有者である(株)ヒラタエステートが全額支払っていて、令和6年2月19日現在滞納はないとのことである。</p>

2 建物の概況及び利用状況（物件1）

区分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経過年数 経済的残存耐用年数	平成6年3月31日新築 約30年 経済的耐用年数はほぼ満了している。
仕様	構造 外壁 内壁 天井 床 設備 その他	木造スレート葺3階建 サイディング等 ビニールクロス貼等 ビニールクロス貼, 敷目板張り等 フローリング, カーペット, 畳等 キッチン, 浴室, トイレ等
床面積	1階24.82㎡ 2階24.82㎡ 3階21.01㎡ 延床面積70.65㎡(登記記載) ※台帳記載事項証明記載延床面積: 56.42㎡	
現況用途等	現況用途 間取り	居宅・車庫 2DKS+車庫
品等	概ね中級程度	
保守管理の状態	劣っている。2階バルコニーと3階物入れの扉開閉等に不具合あり, 全体的に経年相応以上の劣化が見られる。	
共有持分の表示	共有者A 持分4分の3	
建物の利用状況	建物共有者Aが, 居宅として使用, 占有している。	
特記事項	3階の天井高は2mに満たず, また3階には窓がない。台帳記載事項証明では3階建になっているが, 建築基準法施行令21条第1項にて居室の天井高さは2.1mを要するがその規定には合致していない。登記床面積では容積率超過となるが, 3階部分におけるこれらの状況によって, 容積率超過していないものと推測できる。なお, 1階車庫部分は登記床面積に算入されている。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに残価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/m ²) ア	現況延床面積 (m ²) イ	残 価 率 ウ	建物価格 (円) エ
1	219,000	× 70.65	× 0.10	= 1,550,000

総額(円)については、万円未満四捨五入とした(以下同じ)。

ア 再調達原価：一棟の建物の平均単価

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 残価率：経済的耐用年数がほぼ満了していることに鑑み、残価率を10%と査定した。

② 土地価格（目的外土地）

物件1の敷地（目的外土地）の建付地価格を次のとおり求めた。

更地価格		地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) オ
標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ			
790,000	×0.95	×37.78	×0.95	= 26,940,000

総額(円)については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口、奥行、規模等）が標準的な中間画地を想定した。

都基準地 新宿-6

$$\begin{array}{cccccc}
 \text{(基準地価格等)} & \text{(時点修正)} & \text{(標準化補正)} & \text{(地域格差)} & \text{(規準価格)} & \\
 706,000 \text{ 円/㎡} & \times 103/100 & \times 100/100 & \times 100/92 & = 790,000 \text{ 円/㎡} & \\
 & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)} &
 \end{array}$$

時点修正：令和5年7月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：特になし

地域格差：都基準地の所在地域は、対象地域に比して住環境等がやや劣っている。

イ 個別格差：セットバック-5%、(0.95)

ウ 地積：目的外土地の登記面積による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた基礎となる価格（建物価格）に，土地利用権等価格を加算し，さらに競売市場修正等を施して，下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

建付地価格(円) ア	土地利用権等割合(注) イ		土地利用権等価格(円) ウ
26,940,000	×0.70	法定地上権	= 18,860,000

ア 建付地価格：前記1②オ

イ 土地利用権等割合：土地利用権等は法定地上権である。その権利割合は，近隣における借地権の取引慣行，課税上の割合等を参考に，建物の性質等を考慮して，0.70と査定した。

② 持分評価額

建物価格 (円) ア	土地利用権等 価格の加算 (円) イ	共有 持分 ウ	占有減価 修正 エ	市場性 修正 オ	競売市場 修正 カ	持分評価額 (円)
(1,550,000	+18,860,000)	×3/4	×1.00	×0.80	×0.80	=9,800,000

ア 建物価格：前記1①エ

イ 土地利用権等価格：前記2①ウ

ウ 共有持分：物件目録記載の持分割合

エ 占有減価修正：必要なし

オ 市場性修正：法定地上権付建物の共有持分の売却であることを考慮して，市場性減価率を-20%と判断した。

カ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

都基準地価格（新宿-6）

所 在：新宿区南榎町70番2

住 居 表 示：未実施

価 格：706,000円／㎡

位 置：都営地下鉄大江戸線「牛込柳町」駅より道路距離約450m

価 格 時 点：令和5年7月1日

地 積：115㎡

供給処理施設：水道・ガス・下水

接 面 街 路：北東側幅員約3.1m区道に接する中間画地

用途指定等：第一種中高層住居専用地域（建蔽率60%，容積率300%）
準防火地域

地域の概要：一般住宅，アパート等が多い従前からの住宅地域

第7 附属資料

位置図

公図写

建物図面・各階平面図（法務局備え付けのA3をA4へ縮小したもの）

以上

令和6年2月21日

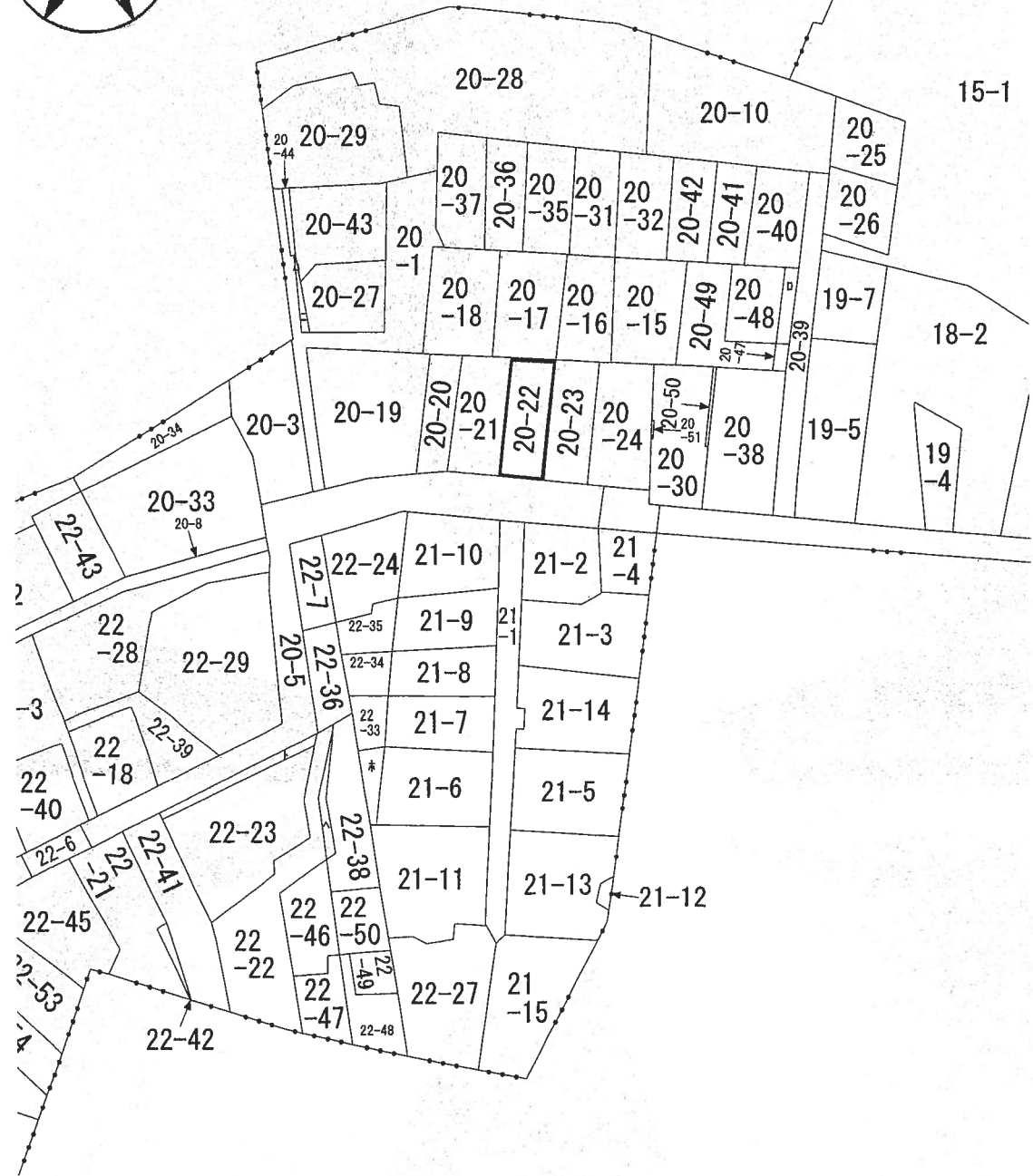
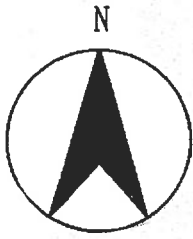
評価人 不動産鑑定士

曾 我 一 郎

位置図



公 图 写



登記年月日：平成6年4月18日

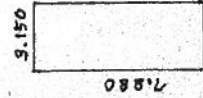
008454

各階平面図

家屋番号 20番2204

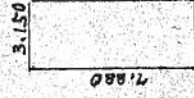
建物の所在 新宿区市谷柳町20番地22

建物図面



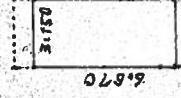
1階

$3.150 \times 7.880 = 24.822 \text{ m}^2$



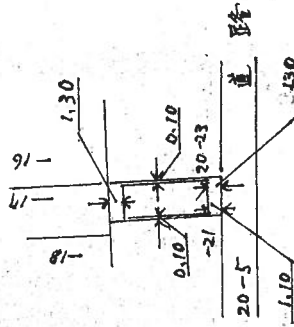
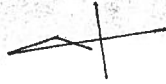
2階

$3.150 \times 7.880 = 24.822 \text{ m}^2$



3階

$3.150 \times 6.670 = 21.0105 \text{ m}^2$



平成六年四月廿八日

作製者

平成6年4月5日

縮尺 250

申請人

縮尺 500

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(東京法務局新宿出張所管轄)
令和5年12月1日 東京法務局 登記官